虐待防止のための指針

　　　　　　　　　　　医療法人社団　医真会

　　　　　　　　　　世田谷ホームケアクリニック

　　　　　　　　　　SHC 訪問看護ステーション

　　　　　　　　　　ケアプランサービス　せたほ

１．虐待防止に関する基本理念

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かすため、高齢者虐待防止に基づき、高齢者の尊厳の保持、人格尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めていくためにすべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守し、福祉の・医療の増進に努めます。

具体的な組織体制、取り組み内容等について、本指針に定めるとともに、運営規定第15条に明示します。

２．虐待防止委員会その他の法人内の組織に関する事項

　１）虐待防止委員会の設置

　　当法人では虐待等の発生の防止・早期発見のための対策を検討する委員会として「虐待防止員会」を設置します。

　２）虐待防止委員会の構成委員

　委員長：　SHC訪問看護ステーション

看護師：津田　和也

　副委員長：ケアプランサービスせたほ

ＣＭ：坂本　麻樹

　委員：　　世田谷ホームケアクリニック

医師：太田雅也

　　　　　　看護師：坂本　香代子

　３）委員会の開催

　　委員会は概ね年１回以上の開催をします。

　　虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催いたします。

　４）委員会の検討事項

　　（1）虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

　　（2）虐待防止のための指針の整備、マニュアル等の整備に関すること

　　（3）虐待防止のための職員研修に関すること

　　（4）虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること

　　（5）虐待発生時の対応に関すること

　　（6）虐待の原因分析から得られる再発防止策に関すること

　　（7）再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

３．虐待防止のための職員研修に関する基本方針

　職員研修は原則年１回、及びに新規採用時に実施します。

　研修の実施内容については、研修の実施毎に、研修実施記録を作成し、使用資料一式とともに、記録簿にファイルし、文書管理規定に則り保管・管理します。

４．虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

　1）市町村への通報

　虐待の被害を受けたと思われる利用者を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い、速やかに各担当地域の地域包括センター、または各地域の総合支所へ連絡いたします。また、養護者による虐待である場合にも同様に対処し連絡します。

　なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については法令に従い適切に対応します。

|  |  |
| --- | --- |
| **高齢者サービス** | **受付窓口** |
| 池尻1丁目から3丁目、池尻4丁目（1番から32番）、三宿、太子堂、三軒茶屋、若林、世田谷、桜、弦巻、宮坂、桜丘、経堂、下馬、野沢、上馬、駒沢1丁目から2丁目 | [世田谷総合支所](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/012/001/001/d00006085.html)保健福祉課 地域支援担当電話番号 03-5432-2850 |
| 代田、梅丘、豪徳寺、代沢、池尻4丁目(33番から39番)、羽根木、大原、北沢、松原、赤堤、桜上水 | [北沢総合支所](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/012/001/001/d00006086.html)保健福祉課 地域支援担当電話番号 03-6804-8701 |
| 東玉川、奥沢、玉川田園調布、玉堤、等々力、尾山台、上野毛、野毛、中町、上用賀、用賀、玉川、瀬田、玉川台、駒沢3丁目から5丁目、駒沢公園、新町、桜新町、深沢 | [玉川総合支所](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/012/001/001/d00006087.html)保健福祉課 地域支援担当電話番号 03-3702-1894 |
| 祖師谷、千歳台、成城、船橋、喜多見、宇奈根、鎌田、岡本、大蔵、砧、砧公園 | [砧総合支所](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/012/001/001/d00006088.html)保健福祉課 地域支援担当電話番号 03-3482-8193 |
| 上北沢、八幡山、上祖師谷、粕谷、 給田、南烏山、北烏山 | [烏山総合支所](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/012/001/001/d00006089.html)保健福祉課 地域支援担当電話番号 03-3326-6136 |

５．虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

　1）利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に基づき対応します。相談窓口は2.2）に定めた構成委員とします。

　2）虐待が疑われる場合は、各構成員に報告し、速やかな解決につなげるように努めます。

　3）職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、構成委員は職員に対し、利用者、利用者家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めるよう促します。

　4）虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係の確認をするとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

６．利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

　　本指針は、利用者、利用者家族、後見人等の関係者及び当事業所職員、ならびにその他関係者がいつでも閲覧できるように、事業所内に常設している虐待防止マニュアルとともに保管し自由に閲覧可能とします。

　　当法人のホームページに掲載します。

７．その他

　　権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部機関により提供される研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努めます。

８．附則

　　本指針は2023年12月1日施行